平成２２年（フ）第３０８号
茨城県常陸太田市真弓町3162番地の３
債務者　舛谷たい子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３１９号
茨城県水戸市笠原町979番地の82
債務者　吉澤　将行
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３２０号
茨城県小美玉市中延2261番地
債務者　沼田佐和子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１５８号
埼玉県熊谷市妻沼1613番地７　妻沼ハイツ203
債務者　橋本　育枝（旧姓砂川）
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１８１号
埼玉県本庄市小島南３丁目６番23号　光ハイツ103号室
債務者　中村　誠次
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４２９号
神奈川県南足柄市和田河原772番地１　日比野ハイツＣ－２
債務者　山下有紀子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４３６号
神奈川県小田原市飯田岡97番地の12
債務者　江崎　絵美
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４５号
新潟県上越市柿崎区馬正面1159番地18
債務者　中嶋　　均
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第４６号
新潟県十日町市福島949番地４
債務者　髙橋　清史
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第４７号
新潟県上越市清里区岡野町623番地１
債務者　齊藤　耕平
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１４７号
愛知県一宮市東五城字中通り西17番地１　エスポワール21―201号
債務者　岩下　健二
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１４８号
愛知県一宮市東五城字中通り西17番地１　エスポワール21―201号
債務者　岩下　道子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２３５号
愛知県江南市飛高町栄183番地
債務者　中野　保則
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２３９号
愛知県一宮市城崎通７丁目９番地　キャッスルシティ城崎Ⅱ202号
債務者　江川　美香
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２５３号
愛知県江南市藤ヶ丘３丁目１―８　江南団地第46棟第305号室、住民票上の住所名古屋市西区中小田井２丁目400番地
債務者　元沢　勝典
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２６３号
愛知県一宮市向山町２丁目41番地　向山コーポラス401号
債務者　上平瀬律代
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１３３号
香川県高松市牟礼町牟礼47番地３
債務者　三浦　龍二
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係